

2025年8月

お客さま各位

足立成和信用金庫

「投資信託取引規定集」改訂のお知らせ

平素より格別のご愛顧を賜り、誠にありがとうございます。
この度、「投資信託取引規定集」を下記のとおり改訂しますのでお知らせいたします。

記

1. 改訂日

2025年10月1日(水)

2. 改訂対象

- 足立成和信用金庫投信取引約款

※改訂内容の詳細は別紙の新旧対照表をご参照ください。

以上

「足立成和信用金庫投信取引約款」新旧対照表

(下線部分変更)

改 訂 後	改 訂 前	改 訂 事 由
<p style="text-align: center;">足立成和信用金庫投信取引約款</p> <p>1. ～ 3. (省 略)</p> <p>3. の 2 (共通番号の届出) お客様は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）その他の関係法令の定めに従って、投信取引の利用にかかる申込みをするとき、共通番号（番号法第2条第5項に規定する個人番号または同条第16項に規定する法人番号。以下同じ。）の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令が定める場合に、お客様の共通番号を当金庫にお届出いただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。</p> <p>4. ～ 62. (省 略)</p> <p style="text-align: right;"><u>(2025年10月改訂)</u></p>	<p style="text-align: center;">足立成和信用金庫投信取引約款</p> <p>1. ～ 3. (同 左)</p> <p>3. の 2 (共通番号の届出) お客様は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）その他の関係法令の定めに従って、投信取引の利用にかかる申込みをするとき、共通番号（番号法第2条第5項に規定する個人番号または同条第15項に規定する法人番号。以下同じ。）の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令が定める場合に、お客様の共通番号を当金庫にお届出いただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。</p> <p>4. ～ 62. (同 左)</p> <p style="text-align: right;"><u>(2021年4月改訂)</u></p>	<p>「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の改正に伴う条変更</p>